12　特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者に限る。次項において同じ。）が附則第九項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合においては、法第十七条第二項本文及び第三項並びに第二十二条第七項、同条第八項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに法第二十五条において準用する組合法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定その他文部科学省令で定める規定は、適用しない。

13　特定減額特例対象者であつた者が附則第九項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第十七条第一項並びに法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項及び第四項の規定その他文部科学省令で定める規定の適用については、附則第九項第二号に該当するに至つた日に加入者の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

第二条　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「次条」の下に「及び附則第四条」を加える。

附則第三条第一項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に改め、同条第二項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同項第一号中「加入者及び」を「加入者」に、「）」を「）及び私立学校教職員共済法施行令附則第四項に規定する特定減額特例対象者（加入者を除く。）をいう」に改め、同条第四項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同条第六項中「第四項」を「令和十七年九月三十日までの間、第四項」に改め、同条第八項中「のものをいう」の下に「。次条において同じ」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の規定により加入者としないこととされた特定四分の三未満短時間労働者については、私立学校教職員共済法施行令附則第五項及び第七項の規定は、適用しない。

附則第三条に次の一項を加える。

10　次の表の上欄に掲げる期間における前項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

附則第三条の次に次の三条を加える。

（退職等年金給付に係る掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第四条　次の各号に掲げる学校法人等（既にこの項の申出をした学校法人等を除く。以下この条において同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（第四項及び第五項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をした場合は、私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人等に使用される短時間加入者（特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、加入者（標準報酬月額の等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）である者をいう。以下この条において同じ。）に係る学校法人等の負担すべき掛金（同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金に限り、同法第二十三条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第三十条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この条において「短時間加入者に係る掛金」という。）の負担の割合を、附則別表第一各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表第一において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間加入者に係る掛金の額のうち、短時間加入者に係る標準報酬月額に同法第二十七条第三項の規定により共済規程（同法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める割合を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算するものとする。第四項において「掛金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一　令和八年十月一日以後に前条第四項の申出をした学校法人等　当該申出が受理された日

二　学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時十人以下の学校法人等（前号及び次号に掲げる学校法人等を除く。）　令和十七年十月一日

三　学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時五十人以下の学校法人等であつて、令和九年十月一日以後に特定学校法人等（前条第九項に規定する特定学校法人等をいう。以下この条において同じ。）となつた学校法人等（第一号に掲げる学校法人等を除く。）　当該特定学校法人等となつた日

2　前項の申出は、次に掲げる学校法人等においては、同項の規定にかかわらず、これをすることができない。

一　令和八年十月一日において現に特定学校法人等である学校法人等

二　令和八年十月一日前に特定学校法人等に該当しなくなつた学校法人等となり、その後同年九月三十日までの間に前条第二項ただし書の申出がされていない学校法人等

三　令和八年九月三十日までに前条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の申出がされていない学校法人等（この間に特定学校法人等となつた学校法人等を除く。）

四　令和八年十月一日以後に設立された学校法人等であつて、当該設立された日において当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えるもの

五　令和八年十月一日から前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えた学校法人等

六　前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した学校法人等に該当しなくなつた後に再び同項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当するに至つた学校法人等

3　次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
	令和十七年十月一日	令和九年十月一日
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
	令和十七年十月一日	令和十一年十月一日
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日

4　第一項の申出をした学校法人等の掛金調整額が零である場合（当該掛金調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該掛金調整額が零である月以後の期間における当該学校法人等に係る同項の規定の適用を停止するものとする。